

令和6年度昭和村「からむし織」海外情報発信・ニーズ調査事業 仕様書

1 業務名

令和6年度昭和村「からむし織」海外情報発信・ニーズ調査業務委託

2 背景及び目的

昭和村は農業以外に主だった産業がなく、経済産業省の伝統工芸品にも指定されている「からむし」関係の製品の販売が大きな産業の柱となっているが、原子力災害に起因する風評被害により、大きく売上げが減少している。

本村の風評・風化対策のためには、「からむし」関係の製品の魅力を発信し、産業を回復させることが必要不可欠であることから、海外に向けて昭和村や「からむし織」製品の魅力を伝えるとともに、海外等の新たなニーズを踏まえた商品開発を通じて、村の柱となる産業を回復していく必要がある。

本業務は、下記①及び②を目的として実施する。

- ① 海外に向けて、江戸時代から守り継がれてきた伝統的な「からむし」の栽培過程を含め、「からむし織」の伝統や品質の高さをホームページや動画により海外向けに紹介することにより、昭和村やその製品に興味を持ってもらうとともに、当該ホームページへの誘導のためデジタルマーケティングを実施するほか、海外からの来訪者等に向けた本村及びからむし織を紹介するチラシを製作すること。
- ② 「からむし織」の新たな魅力を創出し、売上げの回復にもつなげるため、海外展開を踏まえた新たな製品のニーズの調査を行い、「からむし」関連の新たな柱となる製品の開発につなげること。

3 委託業務内容

業務の目的を達成するために設定した、以下(1)～(3)の項目について企画提案すること。提案内容の実施においては、企画提案を基に昭和村と協議の上、内容を決定することとする。

(1) 海外向けのホームページ・動画の製作、デジタルマーケティングの実施

ア 業務内容

海外において「からむし織」及び昭和村の魅力を発信するため、主にアジア圏(台湾、香港等)をターゲットとした海外向けのホームページ及び動画の製作を行うこと。また、デジタルマーケティングの手法により、当該ホームページ及び動画の閲覧を誘導すること。

(ア) ホームページ及び動画の内容

江戸時代から守り継がれてきた伝統的な「からむし」の栽培過程を含め、「からむし織」の伝統や品質の高さをホームページ及び動画を製作し、海外に向けて情報発信すること。

(イ) デジタルマーケティングの内容

上記で製作したホームページ及び動画の閲覧を誘導する効果的なデジタルマ

ーケティングを企画提案し、実施すること。

(ウ) 成果目標

海外向けホームページ・動画閲覧数の合計を20,000PV以上にするを目標とすること。

イ 要件

(ア) ホームページ及び動画製作の要件

- ・ 主にアジア圏（台湾・香港など）をターゲットとしたホームページ及び動画を製作すること。
- ・ 言語については、主にアジア圏（台湾・香港）をターゲットとした言語を提案すること。
- ・ ホームページや動画において、日本語を使用（表示）する場合は、吹き替え音声・字幕等を付すなど、海外に伝わるようにすること。
- ・ ホームページ、動画製作に当たっては、本事業で実施する海外のニーズを踏まえたものとする。
- ・ 動画は尺長を3分程度とし、最後まで海外の視聴者の好奇心を喚起し、飽きさせないものとする。
- ・ SEO対策（検索エンジンの最適化）を行うこと。
- ・ Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフト上にて閲覧可能とすること。
- ・ 掲載する内容や写真等については、村と十分調整を行うこと。

(イ) デジタルマーケティング実施の要件

- ・ 新サイトの認知拡大、閲覧者の獲得を目的に、主にアジア圏（台湾・香港など）をターゲットとしたWEB広告やSNS広告等を実施すること。
- ・ 多くの認知拡大及び閲覧者を獲得できるよう、広告のツールや運用方法を上記成果目標を踏まえて、提案すること。

(2) 海外向けのチラシ製作

ア 業務内容

「からむし織」及び昭和村の魅力を発信する主にアジア圏（台湾、香港等）をターゲットとしたチラシを10,000部作成すること。

イ 要件

- (ア) 海外からの来訪者等に向けたからむし織及び昭和村を紹介するものとし、村を訪問したいと思ってもらえる内容にすること。
- (イ) 言語については、主にアジア圏（台湾・香港）をターゲットとした言語を提案すること。
- (ウ) カラーでA4サイズのものとする。
- (エ) 掲載する内容や写真等については、村と十分調整を行うこと。

(3) ニーズ調査

ア 業務内容

「からむし織」の新たな魅力を創出し、売り上げの回復にもつなげるため、海外展開を踏まえた新たな製品のニーズの調査を行い、「からむし」関連の新たな柱となる製品の開発につなげること。

イ 要件

(ア) からむし織の魅力の分析

海外のニーズを踏まえた、からむし織の魅力进行分析すること。

(イ) 日本の伝統工芸品の製品ニーズの分析

国内で伝統工芸品の輸出に成功している事例等を調査すること。

また、主にアジア圏（台湾・香港等）での日本の伝統工芸品の製品ニーズ（織物・アクセサリー・インテリアなど）を分析し、からむし織の新たな製品開発の方向性を示すこと。

(ウ) からむし織の高付加価値化・ブランディング方策の検討

からむし織を昭和村の産業の柱とするために必要となる高付加価値化・ブランディングの方策を示すこと。

(エ) 新製品開発の連携先等の調査・支援

上記調査・検討を踏まえ、新製品開発の連携先となる企業等の候補を調査するとともに、新製品開発の支援を行うこと。

(オ) 次年度以降の海外での販路開拓につながる方策について企画提案すること。

(カ) 上記の分析等を踏まえ、海外向けの情報発信を行うこと。

4 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月10日（月）まで

5 権利の帰属

本業務を遂行するに際し、作成した情報・コンテンツに対する成果は昭和村に帰属するものとする。

6 提出物及び提出先

(1) 契約締結後、速やかに下記のことを紙面にて提出すること。

- ① 着手届 様式第1号
- ② 統括責任者及び担当者通知書 様式第2号
- ③ 実施体制図 任意様式 責任者及び担当者を明記すること
- ④ 実施工程表 任意様式
- ⑤ その他 任意様式 委託者が必要と認める書類

(2) 業務完了後、速やかに下記のことを紙及びデータで提出すること。

- ① 完了届 様式第3号
- ② 請求書に係る内訳書 任意様式

- ③ 事業報告書 様式第 4 号 (紙 3 部)
- ④ 事業報告書及び事業報告書に掲載した画像の電子データ 任意様式 (紙 3 部)
- ⑤ 本業務において作成した資料等 任意様式 (紙 3 部)
- ⑥ その他、本業務にて収集した情報について甲が求める様式で提出を行う。

(3) 提出先

昭和村産業建設課からむし振興係

住所 〒968-0103 福島県大沼郡昭和村字下中津川字中島 6 1 1

電話 0241-57-2116

6 契約に関する条件等

(1) 昭和村との調整

本業務を遂行するに当たっては、昭和村と十分調整したうえで業務を行い、昭和村の指示に従うこととする。

7 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに昭和村へ報告すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施に当たり各種法令等を遵守し、昭和村の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。

8 業務実施における注意事項

(1) 委託業務実施に当たっては、適宜、昭和村と協議し進めること。

(2) 本仕様書に明記されていない事項については、昭和村と協議すること。

(3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに昭和村に連絡し、受託者の責任において解決を図ること。

(4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、昭和村と協議し、その指示に従うこと。

9 その他

- (1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、昭和村と協議のうえ、決定すること。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむを得ず再委託する必要がある場合は、昭和村と協議し、承諾を得ること。
- (5) 受託者は、昭和村と定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議のうえ、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (7) 成果品一式の著作権及び所有権は、昭和村に帰属するものとする。
- (8) 本委託業務の受託者は、昭和村の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9) 本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、昭和村に協力すること。